

令和6年10月5日

水上高原リゾート株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

水上高原リゾート株式会社は、輸送の安全確保のため、安全最優先・法令遵守・継続的改善を推進し、全社員が一丸となって安全で快適な輸送の実現に取り組んでまいります。

《 安全方針 》

◇安全最優先（安全第一）

◇法令及び規則の遵守

水上高原リゾート株式会社
代表取締役 毛利 寛

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守致します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有致します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

		物損事故	衝突事故	人身事故	合 計
令和 5 年 1 月～	目 標	0	0	0	0
令和 5 年 12 月	実 績	1	0	0	1
令和 6 年 1 月～	目 標	0	0	0	0
令和 6 年 12 月					

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定するバス事故に関する統計

		物損事故	衝突事故	人身事故	車両事故
令和 5 年 1 月～	実 績	0	0	0	0
令和 5 年 12 月					
令和 6 年 1 月～	目 標	0	0	0	0
令和 6 年 12 月					

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 経営トップ及び安全統括管理者による安全総点検

- ・経営トップ及び安全統括管理者は随時営業所へ赴き、現場の運行管理状況等の総点検及び点呼立会並びに会社の安全に関する基本的な方針、重点施策について訓示を行ない、社内周知に勤むことで絶えず輸送の安全確保に努めます。

(2) 全車両へのドライブレコーダーの設置

- ・前方画像の記録に加え、車内向けカメラで運転者の行動を記録し、記録された映像により運転者の運転行動を把握し、安全運転に対する意識の向上と事故防止の啓蒙に役立てます。

(3) 定例安全対策会議の実施

- ・輸送の安全確保に関し、安全統括管理者、本社バス事業担当管理職、営業所長及び統括運行管理者による安全対策会議を定期的開催し、現場での運行管理に関する問題点、改善要望等を取りまとめた上で協議を行い、P D C A サイクルに則って不断に安全管理の改善に努めます。

(4) 事故防止啓蒙活動

- ・4月、7月、9月に行なわれる全国交通安全運動及び年末年始の輸送安全総点検による事故防止運動に際し対象期間における事故防止運動を実施し、無事故に対する全社的な意識の高揚に努めます。

(5) ヒヤリハット情報の収集と共有

- ・随時、全運転者よりヒヤリハット情報を収集し、分類化して営業所に掲示、及び事故防止教育に使用し、情報の共有化に努めます。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制、その他の組織体制

資料 1 及び資料 2 の通りとなります。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、計画

(1) 運転者

- ①全運転者対象の年間教育計画に則った事故防止教育
- ②新入運転者入社時教育（座学・走行訓練）
※資料3「初任運転者に対する安全運転の実技指導について」
- ③全運転者に対する定期的添乗指導
- ④自動車事故対策機構による運転者適正診断及び初任者適正診断結果に伴う個別指導
- ⑤S A S(無呼吸症候群)スクリーニング検査の実施
- ⑥ドライブレコーダーの記録を用いた個別指導

(2) 運行管理者・整備管理者・同補助者

- ①自動車事故対策機構による運行管理者基礎講習及び一般講習の受講
- ②安全統括管理者、統括運行管理者等による、運行管理者、整備管理者等に対する教育の実施
- ③国土交通省による整備管理者講習及び整備管理者選任前研修の受講
- ④国土交通省、自動車事故対策機構、バス協会主催の各安全講習会の受講

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和5年度は、安全統括管理者及び内部監査員により、営業所における「輸送の安全に関する内部監査」を1月、7月に実施し、関係法令、規則遵守及び運輸安全マネジメントの主旨を十分理解し、弊社の掲げる安全方針を究極の目標として輸送の安全確保に取り組んでおり、安全管理体制は概ね機能していることを確認致しました。

尚、令和6年度につきましても、令和6年1月、7月に年2回実施する予定です。

9. 安全管理規程

資料4の通りとなります。

10. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 東海林 仁